

評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程 社会福祉法人浅原桃花会

(趣旨)

第一条 この規程は社会福祉法人浅原桃花会の定款第八条及び定款第二一条の規程に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定款等)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一五条に基づき置かれる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (4) 費用弁償とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第三条 次の各号に掲げる者には報酬は支払わない。

- (1) 役員
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員

(支給日)

第四条 役員及び評議員等の報酬の支給日は、理事会で定めるものとする。

2 役員及び評議員等の費用弁償は、出席等の都度、支給する。

(費用)

第五条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第五九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第六条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第七条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が、別途、定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年3月28日から施行し平成29年4月1日より適用する。